

和解することについて

市が管理する霧島市溝辺ふれあい温泉センターが物損被害を受けたことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住所 ***
氏名 ***

2 被害の内容

発 生 日 令和3年3月6日
被 害 箇 所 霧島市溝辺町有川808番地
霧島市溝辺ふれあい温泉センター
被害を受けた物 冷却水循環装置

3 和解の内容

- (1) 和解の相手方は、本市に対して5,122,700円を支払うものとする。
- (2) 本市及び和解の相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の請求、異議の申立て又は訴えの提起をしないこととする。

4 和解の理由

本件は、本市の損害賠償請求に対して和解の相手方が応じることから、和解しようとするものである。

(提案理由)

相手方の過失により生じた霧島市溝辺ふれあい温泉センターの物損被害に関して、損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものである。

霧島市溝辺ふれあい温泉センター冷却水循環装置補修費積算表

No.	名 称	数 量	単 位	単価 (円)	計 (円)
1	チリングユニット設置工事	1.0	式	3,523,280	3,523,280
2	電気設備工事	1.0	式	272,270	272,270
3	撤去工事	1.0	式	129,720	129,720
4	共通仮設費	1.0	式	80,000	80,000
5	現場管理費	1.0	式	500,000	500,000
6	一般管理費等	1.0	式	44,730	44,730
7	仮設修繕費	1.0	式	107,000	107,000
小計					4,657,000
消費税 (10%)					465,700
合計					5,122,700

霧島市溝辺ふれあい温泉センター 位置図

鹿児島県
霧島市全図

霧島市溝辺ふれあい温泉センター

溝辺総合支所

霧島市役所

道路	1:200
河川	1:500
海岸線	1:500
境界線	1:500
等高線	1:500
標高	1:500
地名	1:500
施設	1:500
鉄道	1:500
境界線	1:500
等高線	1:500
標高	1:500
地名	1:500
施設	1:500
鉄道	1:500



1:50,000

霧島市溝辺ふれあい温泉センター 平面図

